

ふかわ・くにくさ訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団あと会が開設するふかわ・くにくさ訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ふかわ・くにくさ訪問介護事業所
- (2) 所在地 広島市安佐北区上深川町186番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名(常勤兼務1名)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定訪問介護の提供に当たる。

- (3) 訪問介護員等 8名(常勤専従1名、常勤兼務1名)

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、実施地域以外の路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 事業所は、すべての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 4 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人あと会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から一部改正する。